

四日市市公共下水道（北部・南部処理区）基本計画等変更図書作成業務委託 仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という。）は、発注者において、公共下水道事業を施行するに当たり、特記仕様書に示す事項に係る基本計画の変更及び下水道法第4条に規定する事業計画の変更を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるもの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届　（ロ）工程表　（ハ）管理技術者・照査技術者選任通知書　（二）職務分担表
（ホ）完了届　（ヘ）納品書　（ト）業務委託料請求書等

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責により、業務の内容に適合しないものである場合、受託者はただちに該当業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般事項

受託者は、調査及び計画、設計、図書の作成に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、該当地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地域については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画、図書の作成

受託者は、発注者より提供した資料、受託者が調査収集した事項及び資料、関係者の打合せ結果等を十分検討した後、関係法令を遵守し、下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）の「標準業務内容」に基づいて基本計画及び事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道基本計画図書（北部処理区）

(イ) 公共下水道基本計画説明書 A4判製本 5部
(ロ) 公共下水道基本計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺1/10,000程度） 白焼き 2部
(ハ) 区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺1/2,500程度） 白焼き 2部

(二) 幹線管きよ縦断面図（縮尺横1/2,500程度、縦1/100程度） 白焼き 2部
(ホ) 管きよの流量計算書 白焼き 2部

(2) 公共下水道基本計画図書（南部処理区）

(イ) 公共下水道基本計画説明書 A4判製本 5部
(ロ) 公共下水道基本計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺1/10,000程度） 白焼き 2部
(ハ) 区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺1/2,500程度） 白焼き 2部

(二) 幹線管きよ縦断面図（縮尺横1/2,500程度、縦1/100程度） 白焼き 2部
(ホ) 管きよの流量計算書 白焼き 2部

(3) 下水道法事業計画図書（北部処理区）

(イ) 事業計画書 協議申出図書3部・A4判製本 10部
(ロ) 事業計画説明書 協議申出図書3部・A4判製本 10部
(ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺1/10,000程度） 白焼き 3部
(二) 主要な管きよの区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺1/2,500程度） 白焼き 3部
(ホ) 主要な管きよ縦断面図（汚水及び雨水）（縮尺横1/2,500程度、縦1/100程度） 白焼き 3部
(ヘ) 主要な管きよの流量計算書 白焼き 3部
(ト) その他参考図書
区画割平面図（汚水・雨水）（縮尺1/2,500程度） 白焼き 3部
縦断面図（縮尺横1/2,500程度、縦1/100程度） A3白焼き 3部
枝線の管きよ流量計算書 A4白焼き 3部

(4) 下水道法事業計画図書（南部処理区）

(イ) 事業計画書 協議申出図書3部・A4判製本 10部
(ロ) 事業計画説明書 協議申出図書3部・A4判製本 10部
(ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺1/10,000程度） 白焼き 3部
(二) 主要な管きよの区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺1/2,500程度） 白焼き 3部
(ホ) 主要な管きよ縦断面図（汚水及び雨水）（縮尺横1/2,500程度、縦1/100程度） 白焼き 3部
(ヘ) 主要な管きよの流量計算書 白焼き 3部
(ト) その他参考図書
区画割平面図（汚水・雨水）（縮尺1/2,500程度） 白焼き 3部

縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度）	A 3 白焼き 3 部
枝線の管きょ流量計算書	A 4 白焼き 3 部
(5) 打合せ議事録	
(6) 電子成果品一式	

第4章 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (3) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (9) 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
- (10) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (11) 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- (12) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (13) 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道基本計画説明書（四日市市上下水道局）
- (14) 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）関連四日市市公共下水道基本計画説明書（四日市市上下水道局）
- (15) 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道事業計画変更協議申出書（四日市市上下水道局）
- (16) 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）関連四日市市公共下水道事業計画変更協議申出書（四日市市上下水道局）
- (17) 四日市市総合治水対策 雨水対策編（四日市市総合治水対策検討委員会）
- (18) 四日市市公共下水道雨水基本計画書（四日市市上下水道局）
- (19) 四日市市下水道総合地震対策事業計画書（四日市市上下水道局）
- (20) 四日市市公共下水道長寿命化計画（四日市市上下水道局）
- (21) 四日市市公共下水道施設再構築計画（四日市市上下水道局）
- (22) 生活排水処理施設整備計画改定業務委託 報告書（四日市市上下水道局）
- (23) 四日市・鈴鹿水域外3水域流域別下水道整備総合計画（三重県）
- (24) 四日市市雨水管理総合計画（四日市市上下水道局）
- (25) 四日市市公共下水道再構築基本設計（ストックマネジメント基本計画）業務委託（四日市市上下水道局）
- (26) 四日市市公共下水道ストックマネジメント計画（四日市市上下水道局）

四日市市公共下水道（北部・南部処理区）基本計画等変更図書作成業務委託 特記仕様書

1. 業務の内容

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道事業は、昭和52年度に事業着手以後、整備が進められ、令和6年度末に汚水処理区 2007.44ha、雨水排水区 827.43ha の整備が完了している。また、北勢沿岸流域下水道（南部処理区）関連四日市市公共下水道事業は、平成元年度に事業着手以後、整備が進められ、令和6年度末に汚水処理区 429.31ha、雨水排水区 77.56ha の整備が完了している。

令和6年度には、本計画の上位計画である「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）」の見直しが行われた。

本業務は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区・南部処理区）関連四日市市公共下水道事業について、上位計画である流総計画の見直し及び、下水道法事業計画の期間延伸に伴い公共下水道基本計画及び下水道法事業計画の変更図書を作成するものである。

（1）流域関連公共下水道（北部処理区）

○公共下水道基本計画

- ・流総計画の見直しを反映して計画諸元を見直すとともに、施設計画を変更する
- ・計画区域 2674.63ha（変更なし）

○下水道法事業計画

- ・計画期間延伸 令和10年3月31日 → 令和15年3月31日
- ・計画区域 2517.11ha（変更なし）

作業項目は以下のとおりとする。

- 1) 公共下水道基本計画変更図書作成業務（流域関連公共下水道：汚水・雨水計画共）
 - ① 基礎調査（現地踏査・都市計画関連資料収集整理・汚水計画関連資料収集整理・雨水計画関連資料収集整理・既存の下水道及びし尿処理の状況・まとめと照査）
 - ② 下水道整備の基本方針の確認
 - ③ 基本事項の検討（整備目標・計画区域の確認・計画フレームの設定・汚水量原単位・計画汚水量・汚濁負荷量原単位・計画汚濁負荷量・まとめと照査）
 - ・上位計画の変更内容を反映し、計画区域、計画人口、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
 - ④ 根幹的施設の配置検討（幹線ルートの検討・ポンプ場の必要性の検討、まとめと照査）
 - ⑤ 汚水管渠計画（平面図・流量計算・縦断面図・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の変更に対して、幹線管渠の区画割平面図、施設平面図、縦断面図、流量計算表を見直す。

- ⑥ 汚水ポンプ場計画（容量計算・施設計画・図面作成・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の変更に対して、幹線管渠の区画割平面図、施設平面図、縦断面図、流量計算表を見直す。
- ⑦ 財政計画の策定（概算事業費・事業計画）
- ⑧ 提出図書の作成
- ⑨ 計画協議

2) 下水道法事業計画変更図書作成業務（流域関連公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基本作業の確認
- ② 基礎調査（関連計画の資料収集・整理・下水道整備・維持管理状況の確認・まとめと照査）
- ③ 基本事項の検討（事業計画区域及び計画フレームの設定・計画汚水量、汚濁負荷量の算定・まとめと照査）
 - ・基本計画を反映し計画フレーム、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
- ④ 汚水管渠計画（流量計算・区画割平面図作成・幹線管渠縦断面図作成・幹線管渠の施設平面図作成・幹線管渠の流量計算表作成・枝線管渠縦断面図作成・枝線管渠の施設平面図作成・枝線管渠の流量計算表作成・下水道計画一般図作成・まとめと照査）
 - ・ストックマネジメント計画を踏まえ、腐食のおそれのある箇所を見直す。
 - ・枝線管渠の流量計算表、区画割平面図、施設平面図、管渠縦断面図を作成する。
 - ・既事業計画区域について、工事施工図等を基に区画割平面図、流量計算表を修正する。
 - ・下水道計画一般図、幹線管渠の区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表を作成し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑤ 汚水ポンプ場計画（容量、水理計算・施設計画・各種図面作成・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の見直しを反映するとともに、ストックマネジメント計画の内容を踏まえ計画を策定し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑥ 財政計画の策定（年度別整備計画・年度別事業費の算出・財源計画・下水道使用料等の見通し・まとめと照査）
- ⑦ 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針（施設の設置に関する方針・施設の機能の維持に関する方針・まとめと照査）
 - ・施設の設置に関する方針 施策数 2 施策
 - ・施設の機能の維持に関する方針 対象施設（管渠・ポンプ場）
- ⑧ 提出図書の作成（事業計画書・事業計画説明書・申請図面まとめ・その他参考図書まとめ・まとめと照査）
- ⑨ 設計協議

3) 区画割施設平面図作成

【表 1】【表 2】に留意した電子データ化作業を行うものとする。なお、区画割平面図については、dwg 形式の電子データ（参考）を貸与する。

【表 1】属性と入力形式

種類	属性	入力形式	摘要
事業計画区域	処理区エリア	ポリゴン	事業計画区域のデータには、四日市市下水コード表を基にコード及び処理区、排水区名を属性データとしてリンクする。
	排水区名エリア	ポリゴン	
区画割	区画割エリア	ポリゴン	区画割エリア及び管渠图形には、延長、勾配、口径、エリア面積等の属性データがリンクされていること。整備済み管渠は破線表示にすること。 中間人孔の属性について入力すること。
	管渠	ライン	
	流下方向	ブロック图形	
	人孔	ブロック图形	
	属性文字	文字	

【表 2】データ形式

データ形式については、下記、Iを標準とし、これによらない場合は発注者と別途協議すること。

I.	「ESRI shp ファイルで属性付きで作成 (管渠、区画割、流方向、人孔、属性文字) をレイヤごとに作成」すること。
----	--

(2) 流域関連公共下水道（南部処理区）

○公共下水道基本計画

- ・流総計画の見直しを反映して計画諸元を見直すとともに、施設計画を変更する
- ・計画区域 634.45ha (変更なし)

○下水道法事業計画

- ・期間延伸 令和9年3月31日 → 令和15年3月31日
- ・計画区域 559.73ha (変更なし)

作業項目は以下のとおりとする。

- 1) 公共下水道基本計画変更図書作成業務（流域関連公共下水道：汚水・雨水計画共）
 - ① 基礎調査（現地踏査・都市計画関連資料収集整理・汚水計画関連資料収集整理・雨水計画関連資料収集整理・既存の下水道及びし尿処理の状況・まとめと照査）
 - ② 下水道整備の基本方針の確認
 - ③ 基本事項の検討（整備目標・計画区域の確認・計画フレームの設定・汚水量原単位・計画汚水量・汚濁負荷量原単位・計画汚濁負荷量・まとめと照査）
 - ・上位計画の変更内容を反映し、計画区域、計画人口、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
 - ④ 根幹的施設の配置検討（幹線ルートの検討・ポンプ場の必要性の検討、まとめと照査）
 - ⑤ 汚水管渠計画（平面図・流量計算・縦断面図・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の変更に対して、幹線管渠の区画割平面図、施設平面図、縦断面図、流量計

算表を見直す。

- ⑥ 汚水ポンプ場計画（容量計算・施設計画・図面作成・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の変更に対して、幹線管渠の区画割平面図、施設平面図、縦断面図、流量計算表を見直す。
- ⑦ 財政計画の策定（概算事業費・事業計画）
- ⑧ 提出図書の作成
- ⑨ 計画協議

2) 下水道法事業計画変更図書作成業務（流域関連公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基本作業の確認
- ② 基礎調査（関連計画の資料収集・整理・下水道整備・維持管理状況の確認・まとめと照査）
- ③ 基本事項の検討（事業計画区域及び計画フレームの設定・計画汚水量、汚濁負荷量の算定・まとめと照査）
 - ・基本計画を反映し計画フレーム、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
- ④ 汚水管渠計画（流量計算・区画割平面図作成・幹線管渠縦断面図作成・幹線管渠の施設平面図作成・幹線管渠の流量計算表作成・枝線管渠縦断面図作成・枝線管渠の施設平面図作成・枝線管渠の流量計算表作成・下水道計画一般図作成・まとめと照査）
 - ・ストックマネジメント計画を踏まえ、腐食のおそれのある箇所を見直す。
 - ・枝線管渠の流量計算表、区画割平面図、施設平面図、管渠縦断面図を作成する。
 - ・既事業計画区域について、工事施工図等を基に区画割平面図、流量計算表を修正する。
 - ・下水道計画一般図、幹線管渠の区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表を作成し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑤ 汚水ポンプ場計画（容量、水理計算・施設計画・各種図面作成・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の見直しを反映するとともに、ストックマネジメント計画の内容を踏まえ計画を策定し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑥ 財政計画の策定（年度別整備計画・年度別事業費の算出・財源計画・下水道使用料等の見通し・まとめと照査）
- ⑦ 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針（施設の設置に関する方針・施設の機能の維持に関する方針・まとめと照査）
 - ・施設の設置に関する方針 施策数 2 施策
 - ・施設の機能の維持に関する方針 対象施設（管渠・ポンプ場）
- ⑧ 提出図書の作成（事業計画書・事業計画説明書・申請図面まとめ・その他参考図書まとめ・まとめと照査）
- ⑨ 設計協議

3) 区画割施設平面図作成

【表 1】【表 2】に留意した電子データ化作業を行うものとする。なお、区画割平面図については、dwg 形式の電子データ（参考）を貸与する。

【表 1】属性と入力形式

種類	属性	入力形式	摘要
事業計画区域	処理区エリア	ポリゴン	事業計画区域のデータには、四日市市下水コード表を基にコード及び処理区、排水区名を属性データとしてリンクする。
	排水区名エリア	ポリゴン	
区画割	区画割エリア	ポリゴン	区画割エリア及び管渠图形には、延長、勾配、口径、エリア面積等の属性データがリンクされていること。整備済み管渠は破線表示にすること。 中間人孔の属性について入力すること。
	管渠	ライン	
	流下方向	ブロック图形	
	人孔	ブロック图形	
	属性文字	文字	

【表 2】データ形式

データ形式については、下記、Iを標準とし、これによらない場合は発注者と別途協議すること。

I.	「ESRI shp ファイルで属性付きで作成 (管渠、区画割、流方向、人孔、属性文字) をレイヤごとに作成」すること。
----	--

【注意事項】

業務委託を遂行するにあたっては、下記の事項を遵守していただきます。

記

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うにあたっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。